

安曇野市体育協会受賞者選考基準

令和2年12月24日改定版

I. 体育功労者表彰（表彰規程第2条第1項）

（表彰対象）本会に加入している個人または団体

1 個人の部

ア 加入団体からの候補者推薦は、原則3名以内とする。

イ 候補者の年齢は40歳以上とする。

ウ 規程第2条①のアの候補者は、当該推薦団体の役職(注1)に10年以上にわたり従事し功績のあった者を原則とする。

2 団体の部

ア 団体の活動および運営が定期的、計画的、組織的に行われている団体であること。

イ 活動の内容が地域等のスポーツ振興に貢献していると共に他の団体の模範となる団体であること。

ウ 設立から10年以上の活動実績があり、活動が年々向上していると認められる団体であること。

II. 指導者功績表彰（表彰規程第2条第2項）

1 指導者功績賞

ア 栄光賞または奨励賞を受賞した個人または団体を、継続して2年以上にわたり、中心になって指導した指導者。但し同一人の受賞は1回限りとする。

III. 優秀選手表彰（表彰規程第2条第3項）

1 栄光賞

（表彰対象）本会に加入している個人または団体及び本会加入の如何を問わず

① 安曇野市立中学校または安曇野市内の高校に在籍している生徒

② 安曇野市外の高校に在籍する安曇野市立中学校出身の高校生

③ 安曇野市外の中・高一貫校に在籍している安曇野市在住の生徒を対象とする。

（選考の条件）

① 国民体育大会または日本スポーツ協会に加盟する団体が主催する日本選手権大会等の予選会を兼ねた大会またはブロック大会（注2）で優勝した個人または団体。

② 国民体育大会または日本スポーツ協会に加盟する団体が主催する日本選手権大会等で8位以内に入賞した個人または団体。

③ 長野県スポーツ協会に加盟する団体（注3）が主催する長野県選手権大会等の全県規模の大会またはブロック大会で優勝した個人または団体。

④ 記録を競う競技において記録が長野県記録、長野県高校記録、長野県中学記録として公認された個人または団体。

2 奨励賞

（表彰対象）本会加入の如何を問わず

① 安曇野市立中学校または安曇野市内の高校に在籍している生徒

② 安曇野市外の高校に在籍する安曇野市立中学校出身の高校生

③ 安曇野市外の中・高一貫校に在籍している安曇野市在住の生徒を対象とする。

（選考の条件）

① 日本スポーツ協会加盟の学校団体（中学校体育連盟・高等学校体育連盟・日本高等学校野球連盟）が主催する全国大会、または国民体育大会本大会へ出場した個人または団体とし、市外高校の団体種目にあってはその一員を受賞者とする。

※但し、栄光表彰の選考条件に該当する成績を収めた個人または団体は栄光賞の表彰対象とする。

3 特別栄光賞

（表彰対象）本会加入の如何を問わず

① 安曇野市内で出生した者。

② 過去・現在において安曇野市に在住または勤務していた者。

③ 過去・現在において安曇野市立小・中学校または安曇野市内の高校に在籍していた者。

(選考の条件)

- ① 日本スポーツ協会加盟団体が主催する全国大会、または国民体育大会本大会で優勝した個人または団体
- ② 日本代表として国際大会に出場した個人または団体

上記各候補者の推薦については、当該年度においてそれぞれの成績を収めた個人または団体とし、候補者申請書に、推薦根拠となった競技会のプログラムおよび競技会開催要項を添付する。

IV. 感謝状（表彰規定第2条第4項）

- ア 寄付行為については10万円相当以上を対象とする。
- イ ボランティア活動については、10年以上にわたる大会運営等への協力

(注1) 「役職」とは、次のものをいい当該推薦団体の役員を退いた後に表彰するものとする。

- ① 本会においては、理事以上とする。
- ② 運動種目別団体にあつては、部長、副部長、理事以上とする。
- ③ 地域スポーツクラブ及び生涯スポーツサークル連合にあつては、会長、副会長とする。

(注2) ブロック大会とは、北信越、東海、中部、甲信越ブロック等を指す。

(注3) 長野県スポーツ協会に加盟する団体とは、57競技団体、3学校体育団体（中体連・高体連・高野連）、31郡市スポーツ（体育）協会、42市町村スポーツ少年団を指す。

- 附則
- 1 平成18年5月24日から施行する。
 - 2 平成21年1月6日 栄光賞の選考基準改正
 - 3 平成24年12月11日 選考基準一部改正。平成24年12月12日から施行する。
 - 4 本会の法人化に伴い全文を見直し、平成28年4月20日から施行する。
 - 5 令和2年12月24日から施行する。（申請は令和2年度分からとする）